

# 定款変更認可申請の事務手続

## 1 概要

社会福祉法人が定款の変更を行う場合は、届出のみで済む場合を除いて旭川市の認可を受ける必要があります。

定款変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書（様式第3号（第4条関係））と必要な添付書類を旭川市に提出する必要があります。

旭川市では、申請の内容に基づいて審査及び必要な調査を行い、定款の変更認可を行います。

また、当該定款変更事項が社会福祉法人の登記事項に関する変更であるときは（目的事業の追加）、認可後2週間以内に、組合等登記令に基づく登記を行う必要があります。

## 2 主な定款変更認可申請事項（届出事項以外の全ての定款変更）

### （1）事業の変更

#### ア 新たな事業の開始

i 自ら事業を営営する場合（社会福祉事業、公益事業、収益事業）

ii 自治体等から事業を受託経営する場合（社会福祉事業、公益事業、収益事業）

#### イ 事業を廃止する場合

#### ウ 事業名称の変更

### （2）役員定数の変更、評議員会の設置及び評議員定数の変更

### （3）基本財産の変更

#### ア 土地の減

イ 建物の増減（改築、修繕、取壊し等による場合、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」等を利用して改築を行う場合）

#### ウ 基本金の取り崩し

※（3）のア、イ、ウの場合は、定款変更認可申請を行う前に、「基本財産処分承認」が必要となります。

※例外として「老朽民間児童福祉施設等の整備について」等を利用して老朽化施設の改築を行う場合は「基本財産処分承認」は必要ありません。

### （4）社会福祉法人定款準則に合わせた条文の変更

### （5）その他の事項の変更

## 3 提出部数

2部（法人返却分と旭川市分）

## 4 定款変更認可申請事務手続の開始時期について

事業の変更に伴う定款の変更認可申請については変更の対象となる事業の開始前に、認可を受けることが必要になります。

施設を営営する事業を行う場合は、建設計画、建設補助金、借入金、贈与契約等必要な手続きが終了した段階で申請してください（建物の建設の完成を待って定款変更申請を行う必要はありません）。

施設を営営しない事業を行う場合は、必要な資金計画、事業計画が固まった段階で速やかに定款変更認可申請を行ってください。

新規事業の開始に係る定款変更の手順については、チャート図を参考に事務手続を行って下さい。

## 5 定款の変更内容に係る事前相談について

変更内容の決定等については、法人の理事会及び評議員会で審議する前に、あらかじめ福祉保険部指導監査課社会福祉法人担当と打合せを行いながら進めて下さい。